

8 ハラスメント

(1) ハラスメントの防止に向けて

神戸大学では、学生、職員の一人ひとりが心理的、身体的に安全かつ快適な環境で勉学に研究に仕事に専念し、充実したキャンパスライフを送ることができる大学を目指しています。

そのためには、安全で快適な教育・研究・労働環境を脅かすいかなる行為も黙認されるべきではありません。

皆さんは大学の中で、学部、学科、クラス、研究室やサークルあるいは職場に所属して、自由に幅広い人間関係をもつことができます。大学における人間関係は、男女の間、同性の間全てにおいても自由に対等な関係であり、互いに相手の立場を重んじることを前提としています。

皆さんが、充実したキャンパスライフを送ることができるよう、ハラスメントについて呼びかけたいと思います。

ハラスメントとは？

ハラスメントとは、「嫌がらせ」を意味します。誰かがあなたに対して、あなたが望まない言葉や態度により、屈辱や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたりすることです。大学という環境の中では、職員が学生に対して、あるいは学生同士、職員同士などで、自らの優位な地位や権限を利用して、逆らえない立場にある相手に対し、相手の意に反する性的な性質の言動、飲酒の強要、嫌がらせ、いじめ、研究妨害、就労上及び就学上の機会・条件・評価等での差別のような行為が、最も典型的なハラスメントといえます。

教員には成績評価などの権限が与えられており、課外活動やゼミナールなどでは学生同士にも先輩と後輩、上級生と下級生の上下関係があるため、研究室、教室、部室など大学の外から見えにくい狭い空間は、ハラスメントが起きやすい環境にあるといえます。職場においても同じようなことがあります。なお、ハラスメントの該当性を判断するに当たっては、様々な要素を総合的に考慮し事実認定を行うこととなります。

ハラスメントには、以下のような種類があります。

- ①「**セクシュアル・ハラスメント**」…職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境（以下「教育研究環境等」という。）を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと。
- ②「**アカデミック・ハラスメント**」…職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと。
- ③「**パワー・ハラスメント**」…職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと。
- ④「**妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント**」…職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産、育児若しくは不妊治療を受けること又は育児・介護休業制度の利用等を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと。
- ⑤「**その他のハラスメント**」…職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布、性的指向・性自認に関する侮辱等により人格・人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと、又は障害を理由とする差別により障害者の権利利益を侵害すること。

具体的な事例は、[以下のホームページ](https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/action/harassment/)で確認することができます。

URL <https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/action/harassment/>

ハラスメントを防ぐために

人間関係は、社会生活にとって最も重要なものです。その人間関係を良好に維持するためには、相手の立場になって考えることが、大人として必要なルールといえます。

私たち一人ひとりが自分の言葉や行いを省めることが大切です。あなたの言葉や態度を不快に感じている人がいるかも知れません。「嫌だ。やめてほしい。」と言えない弱い立場の人の気持ちを思いやってください。まして、地位や権力を利用した嫌がらせは許せるものではありません。

もし、ハラスメントが起き、調査委員会が調査した結果、ハラスメントの事実が確認された場合、加害者は懲戒等の対象となります。

ハラスメントをなくすためには、“人を大切にする気持ち”が何よりも大切です。

ハラスメントの被害にあったら

あなたがハラスメントを受けたと感じたら、その行為が不快であること、すぐに止めてもらいたいことを、相手に直接、はっきりと伝えてください。自分の態度をはっきり示すことが大切です。

意思表示をしても効果がないとか、意思表示をしたくてもできない場合は相談窓口にご相談してください。一人で悩まなくてもいいのです。

あなたが受けた被害を正確に伝えるには記録が最も良い方法です。被害を受けた日時、場所、状況について詳細に書き留めてください。誰か目撃者がいたらそれも書き留めておいてください。

ハラスメントにあたるか否かは、他の人の意図ではなく、あなた自身がどう感じたか、あなた自身の判断が大切です。「これはなかったことにする」ということにはしないでください。我慢したり、放置したりしては、ハラスメントはなくなることはありません。

ハラスメントの相談について

ハラスメントの被害にあったときの相談は、「ハラスメント相談窓口」の相談員に申し出てください。どのような問題も、一人で抱え込まずに相談してください。プライバシーは守られます。相談することによってあなたが不利益を被ることはありません。

ハラスメントの事実がないにもかかわらず加害者として訴えられた人も、ハラスメントによる被害を受けたと訴えることができます。

“勇気を出して相談すること”これが問題解決の第一歩です。
相談することによって、問題が解決した事例は多くあります。

(2) ハラスメント相談窓口について

神戸大学におけるハラスメントに関する相談に対応するため、本学の各学部等には「ハラスメント相談窓口」があり、相談員が相談に応じています。相談は、相談者が所属する学部等の相談員だけでなく、保健管理センター「こころの健康相談」カウンセラーなど、どの相談員にでもできます。

相談を行う時間や場所は、相談員と直接相談して決めることになっています。

なお、ハラスメント相談窓口（相談員）は、[以下のホームページ](#)を参照してください。（※学内利用者のみ）

<https://www.office.kobe-u.ac.jp/gnr/kensyu/pdf/harassment/soudan-in-list.pdf>